

令和2年度茨城県国公立高等学校等奨学給付金（奨学のための給付金）支給要項

（趣旨）

第1条 茨城県教育委員会（以下「県教委」という。）は、国公立高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等のうち、国公立特別支援学校の高等部及び私立の高等学校等を除いたものをいう。）及び高等学校専攻科の生徒等（以下「高校生等」という。）が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減し、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、予算の範囲内において茨城県国公立高等学校等奨学給付金（奨学のための給付金）（以下「給付金」という。）を支給するものとし、その支給についてはこの要項に定めるところによる。

（支給対象者）

第2条 給付金は、次の各号の全てに該当する世帯の保護者等（法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。ただし専攻科に通う生徒については「茨城県立高等学校専攻科修学支援金支給要項」第2条第1項第4号に規定する保護者等とする。）に支給する。

- （1）令和2年7月1日（ただし、令和2年7月1日より後に入学した高校生等の世帯にあっては、その入学日）に生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給している世帯（高等学校専攻科に通う生徒の世帯を除く。以下「生活保護受給世帯」という。）又は保護者等全員の令和2年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯（以下「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯」という。）であること。
- （2）保護者等が茨城県の区域内に住所を有する者であること。
- （3）高校生等が、令和2年7月1日（ただし、令和2年7月1日より後に入学した高校生等にあっては、その入学日）に国公立高等学校等の第1学年から第3学年まで（定時制又は通信制の高等学校の場合は第4学年まで）又は高等学校専攻科の第1学年及び第2学年のいずれかの学年に在籍し、休学していないこと。ただし、茨城県立高等学校（専攻科を含む）又は茨城県立中等教育学校の生徒の休学にあっては、生徒が令和2年度中に復学し、かつ、当該生徒に係る給付金の支給の申請日時点において学校長が進級又は卒業ができると判断した場合は支給対象とすることができる。
- （4）高校生等が、令和2年7月1日（ただし、令和2年7月1日より後に入学した高校生等にあっては、その入学日）に法第3条に規定する高等学校等就学支援金の受給資格を有していること又は高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援又は専攻科の生徒への修学支援）の補助要件を満たす者であること。ただし、高校生等（母子生活支援施設に入所するものを除く。）が、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による措置費等の支弁対象であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、支給対象とすることができない。

（給付金の支給額等）

第3条 給付金の額は、別表1に掲げる高校生等の属する世帯及び在籍する国公立等学校等の課程に応じ、該当する世帯区分及び課程区分に応じた額とする。

2 給付を受けることのできる回数は、全日制の高校生等1人につき、年1回、通算

3回（定時制及び通信制の高校生等1人につき年1回、通算4回）、高等学校専攻科の生徒等1人につき年1回、通算2回を上限とする。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直し支援金）の補助対象となる者については、この回数に加えて1回（定時制及び通信制の高校生等1人につき年1回、通算2回まで）追加して支給することができる。

（給付金の受給申請に係る事前確認）

第4条 給付金の支給を受けようとする保護者等（以下「申請者」という。）は、別表2に掲げる必要書類により別に定める期日までに県教委に申請するものとする。ただし、高校生等が茨城県立高等学校（専攻科を含む）又は茨城県立中等教育学校に在籍する場合は、当該高校生等が在籍する学校の学校長に別表2に掲げる書類により申請するものとする。

2 県教委は、茨城県立高等学校又は茨城県立中等教育学校に在籍する生徒の保護者等から、給付金の受給申請に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報の事前確認のために個人番号の提供を受けた場合は、当該個人番号を使った情報照会を実施し、学校長に結果を通知するものとする。

（給付金の支給の決定）

第5条 県教委又は学校長は、前条第1項による申請に基づき、給付金の支給又は不支給の決定を行うものとする。ただし、学校長が決定する場合は、別に定める期日までに茨城県国公立高等学校等奨学給付金支給決定結果一覧（様式3）を作成して県教委に提出し、県教委は、茨城県国公立高等学校等奨学給付金支給決定確認結果一覧（様式4）を作成して学校長に通知し、支給又は不支給を確定するものとする。

2 学校長は、申請者から給付金の受給申請に係る事務についての審査のために個人番号の提供を受けた場合は、茨城県国公立高等学校等奨学給付金に係る情報照会依頼書（様式5）を作成して県教委に提出し、県教委は、当該個人番号を使った情報照会を実施の上、学校長に結果を回答するものとする。

3 県教委又は学校長は、申請者に対し、給付金の支給又は不支給について、茨城県国公立高等学校等奨学給付金支給決定通知書（様式6）又は茨城県国公立高等学校等奨学給付金不支給決定通知書（様式7）により通知するものとする。

（給付金の支給の方法）

第6条 県教委又は学校長は、前条第1項の規定による給付金の支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）に対し、給付金を支給する。ただし、給付金の受領について申請者から委任状（様式8）により委任を受けた学校長にあっては、高等学校等が申請者から徴収する授業料以外の学校徴収金等に充当することができる。

（給付金の支給の決定の取消し等）

第7条 県教委又は学校長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の支給の決定を取り消すものとする。

- （1）給付金の支給を受けることを辞退したとき。
- （2）偽りその他不正の手段により給付金の支給の決定を受けたとき。
- （3）その他給付金を支給することが適当でないと認めるとき。

2 学校長は、給付金の支給の決定を取り消す場合は、茨城県国公立高等学校等奨学給付金支給決定取消結果一覧（様式10）を作成し県教委に提出し、県教委は茨城県国公立高等学校等奨学給付金支給決定取消確認結果一覧（様式11）を作成し学校長

に通知し、取消しを確定するものとする。

(給付金の支給の決定の取消し等の通知)

第8条 県教委又は学校長は、前条の規定による給付金の支給の決定の取消しを決定したときは、その旨を茨城県国公立高等学校等奨学給付金支給決定取消通知書（様式12）により当該受給者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第9条 受給者は、前条の規定による給付金の支給の決定の取消しの通知を受けた場合において、既に給付金が支給されているときは、県教委の命ずるところにより、給付金を返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、県教委が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

世帯区分		課程区分	
		全日制・定時制	通信制
(1) 生活保護(生業扶助(高等学校等就学費))受給世帯(専攻科に通う生徒等は除く。)		32,300円	32,300円
道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯	(2) 兄弟姉妹が通信制・専攻科の国公立高等学校等に在籍する世帯 ((1) の場合を除く。)	129,700円	36,500円
	(3) 第1子の高校生等が国公立高等学校等に在籍する世帯 ((1) 及び (2) の場合を除く)	84,000円	
	(4) 第2子以降の高校生等が国公立高等学校等に在籍する世帯 ((1) ~ (3) の場合を除く) ※	129,700円	
	(5) 生徒が専攻科に在籍する世帯	36,500円	
	※ オンライン学習に係る通信費相当の加算給付額	10,000円	

※1 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯において、「第2子以降の高校生等」とは、次のア又はイのいずれかに該当する高校生等をいう。

ア 高等学校等に在籍する高校生等のうち2人目以降の高校生等

イ 当該世帯に扶養されている高校生等以外に、15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等

※2 オンライン学習に係る通信費の支給対象者は、保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯の高校生等の保護者等のうち、家庭において通信費に係る負担が生じていることが通信費に係る契約書の写し又は誓約書(様式15)等により確認された者とする。

・支給額等は、高校生等一人当たり年額10,000円を給付金の支給額に加算して支給する。

・生活保護世帯については、通信費が生活保護費(生業扶助)の支給対象であるため、加算対象とならない。

別表2 (第4条関係)

必要書類	別表1(1)に該当 生活保護(生業扶助(高等学校等就学費))受給世帯(専攻科の高校生等は除く)	別表1(2),(3)又は(5)に該当 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割が非課税である世帯(第1子)	別表1(4)に該当 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割が非課税である世帯(第2子以降)
1 国公立高等学校等奨学給付金受給申請書(様式1)	○	○	○
2 非課税証明書(道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が0円と分かる書類等)	—	○※1	○※1
3 生活保護受給証明書	○※2	—	—
4 15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹の健康保険証の写し	—	—	○
5 扶養申立書(様式9)	—	—	○※3
6 在学証明書(様式2)(高等専門学校及び県外公立高等学校等に在籍している高校生等に限り)	○	○	○

7 口座振替依頼書 (様式13)	○	○	○
8 委任状 (様式8) (茨城県立高等学校又は茨城県立中等教育学校に在籍している高校生等の世帯の保護者等で学校徴収金等への充当を希望する者に限る)	△※5	○※5	○※5
9 オンライン学習の通信費に係る誓約書 (様式15) または通信費に係る契約書の写し	—	○	○
10 個人対象要件証明書 (専攻科に通う生徒がいる世帯に限る) (様式16-1または16-2)	—	○	—

※1 高等学校等就学支援金等の手続で茨城県教育委員会へ個人番号カードの写し等を提出済の者の場合、提出を省略可能。

※2 生活保護受給証明書で「生業扶助(高等学校等就学費)」受給が確認できない場合は、生業扶助受給証明書(福祉事務所発行)(様式14)を提出。

※3 健康保険証等で扶養が確認できない場合は、扶養申立書(様式9)を提出。

※4 学校徴収金へ充当を希望できるのは、修学旅行費のみ。

※5 充当の取扱いを希望する場合のみ必要。